

広島県告示第六百四十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定によつて、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和七年六月二十六日

広島県知事 湯崎英彦

所在地	広島県尾道市御調町津蟹地内		
	土砂災害警戒区域	土砂災害	区域の名称
		土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示
		土石流	次の図のとおり
土砂災害特別警戒区域	土砂災害	区域の名称	第三区域の表示及び規制法 第二条の二 土砂災害防止法 第三十五条の二 土砂災害警戒区域の指定に関する法律 第三号
	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	区域の表示	
	土石流	次の図のとおり	
	土砂災害	区域の名称	

各区域について、「次の図」は、省略し、その図面を広島県土木建築局砂防課及び広島県東部建設事務所三原支所に備え置いて縦覧に供する。